

2.3 地域の社会的状況

2.3.1 人口

(1) 人口の状況

「山梨の人口」（山梨県統計調査課ウェブサイト（平成30年10月1日現在の数値））による、平成26年から平成30年の山梨県全体と調査地域が含まれる南部町における人口及び世帯数は、表2.3.1-1に示すとおりである。南部町の人口は減少傾向にあるが、山梨県全体でも人口はやや減少傾向にある。世帯数は、平成28年以降の近年の数値をみると、南部町は減少傾向にあるが、山梨県全体では増加傾向にある。

また、「山梨県統計データバンク 市町村別出生・死亡」及び「山梨県統計データバンク 市町村別社会動態」による、平成23年から平成27年の南部町における人口動態は、表2.3.1-2に示すとおりであり、自然動態、社会動態とも減少傾向にある。

表 2.3.1-1 山梨県及び南部町の人口・世帯数一覧

地域 項目 年	山梨県		南部町	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成30年	818,391	337,325	7,516	2,927
平成29年	823,835	332,773	7,770	2,981
平成28年	829,814	330,981	7,963	2,993
平成27年	834,346	332,448	8,142	2,949
平成26年	840,560	331,026	8,299	2,979

資料：「山梨の人口」（山梨県統計調査課ウェブサイト）による、平成30年10月1日の数値

表 2.3.1-2 南部町の人口動態一覧

年	自然動態			社会動態			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成27年	31	145	△114	176	263	△87	△201
平成26年	33	159	△126	189	217	△28	△154
平成25年	39	137	△98	172	265	△93	△191
平成24年	30	148	△118	207	306	△99	△217
平成23年	41	142	△101	204	280	△76	△117

資料：「山梨県統計データバンク 市町村別出生・死亡」及び「山梨県統計データバンク 市町村別社会動態」による、平成23年～平成27年の数値

2.3.2 産 業

(1) 産業の状況

「山梨県統計データバンク 市町村別産業別就業者数」及び「e-Stat 統計でみる日本」（政府統計ポータルサイト）による、調査地域が含まれる南部町の産業別就業者数の推移は、表 2.3.2-1 に示すとおりである。

第 3 次産業の就業者数の割合が高く、過去 15 年の傾向で見ると、第 2 次産業の就業者数の割合が低下しているほか、全体の就業者数についても減少傾向にある。

表 2.3.2-1 南部町の産業別就業者数一覧

産業分類	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	2,969	-	4,624	-	3,972	-	3,790	-
第 1 次産業	79	2.7	127	2.7	71	1.8	137	3.6
農業	27	0.9	79	1.6	29	0.7	86	2.3
林業	50	1.7	44	1.0	39	1.0	48	1.3
漁業・水産養殖業	2	0.1	4	0.1	3	0.1	3	0.1
第 2 次産業	1,317	44.4	2,025	43.8	1,570	39.5	1,468	38.7
鉱業	28	1.0	41	0.9	29	0.7	27	0.7
建設業	405	13.6	590	12.8	442	11.1	442	11.7
製造業	884	29.8	1,394	30.1	1,099	27.7	999	26.4
第 3 次産業	1,573	52.9	2,472	53.5	2,331	58.7	2,185	57.7
電気・ガス・水道・熱供給業	19	0.6	14	0.3	17	0.4	13	0.3
運輸・通信業	134	4.5	179	3.9	214	5.4	176	4.6
卸売及び小売り業	459	15.5	584	12.6	459	11.6	417	11.0
金融・保険業	36	1.2	44	1.0	48	1.2	35	0.9
不動産業	5	0.2	11	0.2	18	0.5	26	0.7
サービス業	785	26.4	1,442	31.2	1,375	34.6	1,335	35.2
公務	135	4.5	197	4.3	195	4.9	179	4.7
分類不能の産業	-	-	1	0.0	5	0.1	4	0.1

資料：「山梨県統計データバンク 市町村別産業別就業者数」による、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の数値及び、「e-Stat 統計でみる日本」（政府統計ポータルサイト）による、平成 27 年の数値

2.3.3 土地利用

(1) 土地利用の状況

「町の概要」(南部町ウェブサイト)による、調査地域が含まれる南部町の土地利用状況は、表2.3.3-1に示すとおりである。

南部町では、総面積200.87km²のうち森林の面積が87.4%とほとんどを占め、次いでその他が9.2%、農用地が2.2%となっている。

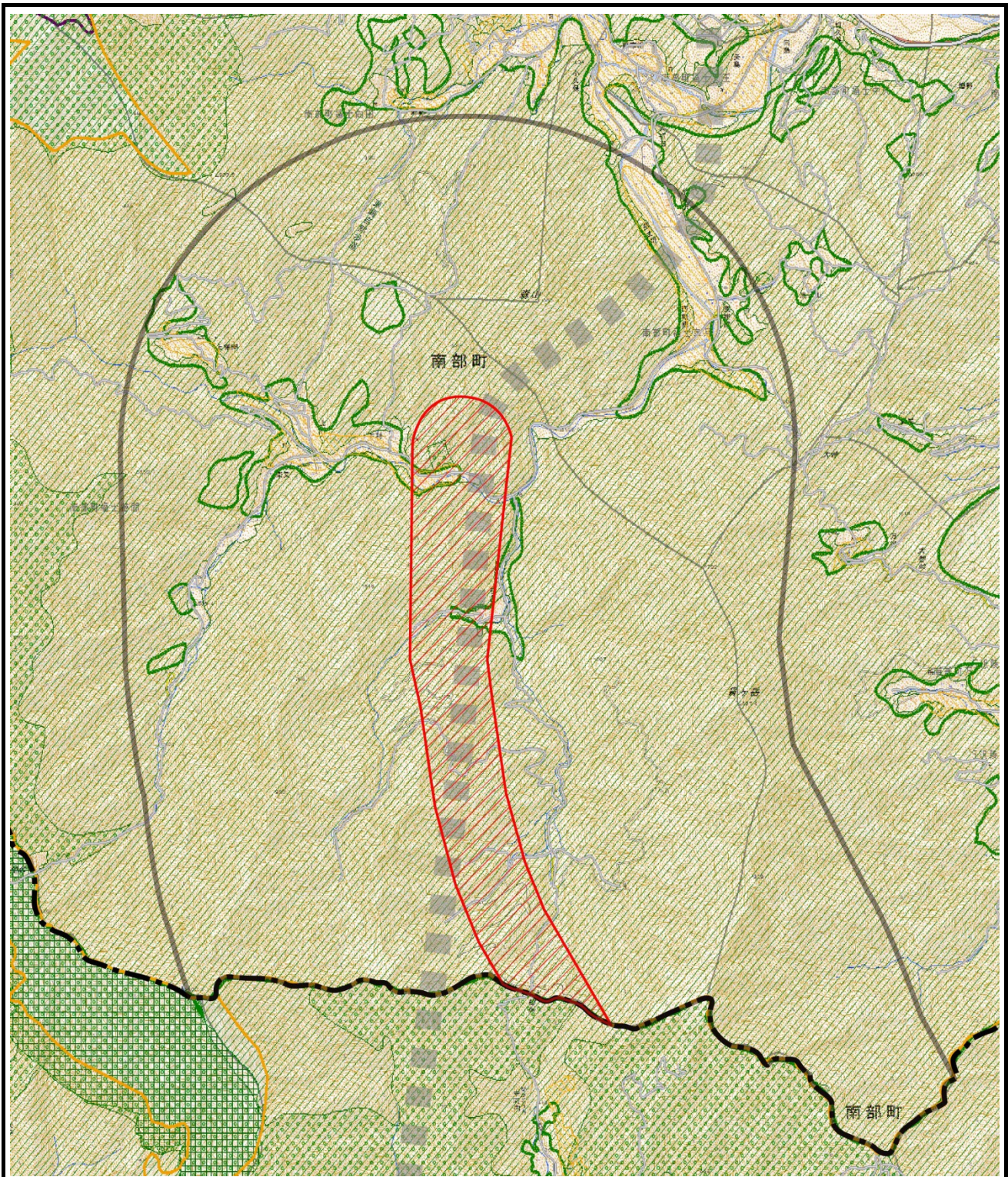
表2.3.3-1 南部町の土地利用状況 (単位：km²)

総面積	農用地	宅地	森林	その他
200.87 (-)	4.43 (2.2%)	2.51 (1.2%)	175.48 (87.4%)	18.45 (9.2%)









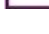


資料：「町の概要」南部町ウェブサイト

(2) 土地利用計画

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)による、調査地域の土地利用計画は、図2.3.3-1に示すとおりである。調査地域は、農業地域、農用地区域、森林地域、地域森林計画対象民有林及び保安林からなっている。



【凡 例】

- | | | | | | |
|---|-------------------------------|---|---------|--|---------------|
|  | : 対象事業実施区域
(ルートゾーン幅約 500m) |  | : 農業地域 |  | : 地域森林計画対象民有林 |
|  | : 調査地域 |  | : 農用地区域 |  | : 保安林 |
|  | : 県境 |  | : 森林地域 |  | : 自然保全地域 |
|  | : 中部横断自動車道 (事業中) |  | : 国有林 | | |



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 2.3.3-1 土地利用基本図

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト) により作成

2.3.4 水利用

(1) 内水面漁業の状況

「漁業権について」(山梨県ウェブサイト)による、調査地域の河川における漁業権漁業は、表 2.3.4-1 に示すとおりである。

表 2.3.4-1 漁業権漁業

公示番号	管轄漁業協同組合	魚種
内共第 4 号	富士川漁業協同組合	うなぎ, あゆ, いwana, あまご (地方名: やまめ), にじます, おいかわ, うぐい, こい

資料: 「漁業権について」(山梨県ウェブサイト)

(2) 水道の普及状況

「第 2 次南部町総合計画 (平成 27 年度～平成 36 年度) ～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成 27 年. 山梨県南部町)によると、調査地域が含まれる南部町における水道事業は、集落が分散する地域特性から、簡易水道と小規模水道により実施されている。

「平成 28 年度版 山梨県の水道 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)」(平成 30 年. 山梨県福祉保健部衛生薬務課)による南部町の水道普及状況は、表 2.3.4-2 に示すとおりである。

表 2.3.4-2 南部町の水道普及状況

行政区域内総人口 (人)	簡易水道			普及率 (%)
	箇所数 (ヶ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	
8,114	9	11,635	7,916	97.6

資料: 「平成 28 年度版 山梨県の水道 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)」(平成 30 年. 山梨県福祉保健部衛生薬務課)

(3) 地下水の利用の状況

「平成 28 年度版 山梨県の水道 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)」(平成 30 年. 山梨県福祉保健部衛生薬務課)による、調査地域が含まれる南部町の水源別取水量は、表 2.3.4-3 に示すとおりである。南部町における平成 28 年度の年間取水量は 1,682,183^m³であり、水源別では深井戸が最も多く 34.0%を占め、地下水だけで年間取水量の 73.9%を占めている。

表 2.3.4-3 南部町の水源別取水量 (単位: ^m³/年)

地表水		地下水			その他		計
ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	
0 (-)	438,896 (26.1%)	381,425 (22.7%)	288,679 (17.2%)	573,183 (34.0%)	0 (-)	0 (-)	1,682,183

資料: 「平成 28 年度版 山梨県の水道 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)」(平成 30 年. 山梨県福祉保健部衛生薬務課)

(4) 下水道等の整備の状況

「第 2 次南部町総合計画 (平成 27 年度～平成 36 年度) ～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成 27 年. 山梨県南部町)によると、調査地域が含まれる南部町は、公共下水道に代わる合併処理浄化槽を設置しており、その普及率は平成 25 年度末で 40.4%である。

2.3.5 交通

(1) 道路の状況

調査地域周辺の主要な道路は、図 2.3.5-1 に示すとおりであり、山梨県道 801 号高瀬富士線、山梨県道 802 号大向富士線、一般国道 52 号が存在する。「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(一般社団法人交通工学研究会)による、主要道路での交通量は表 2.3.5-1 に示すとおりである。

また、南部町営バスが運行されている。

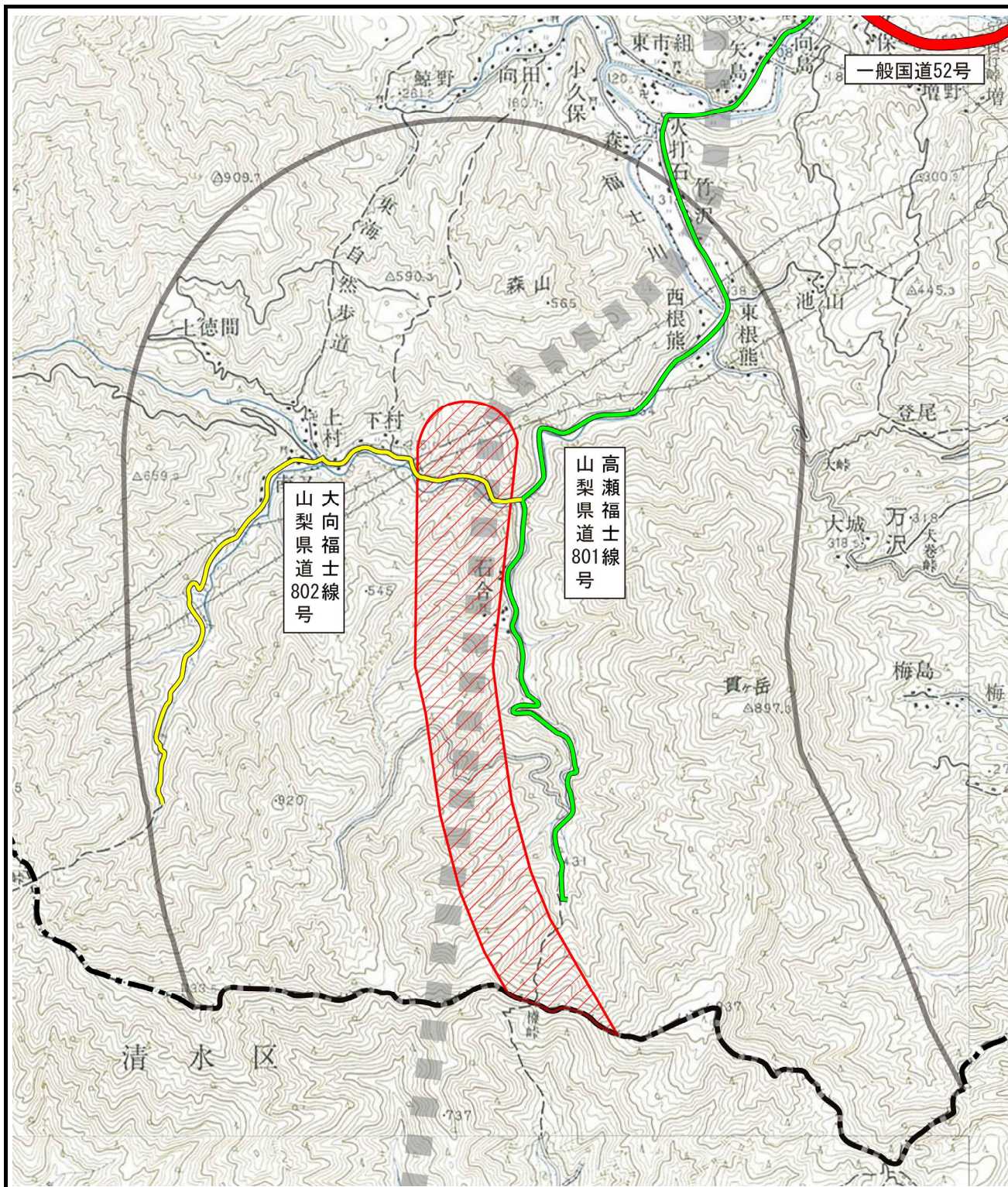
表 2.3.5-1 主要道路の交通量

番号	路線名	交通調査 基本区間番号	自動車類交通量					
			昼間 12 時間			24 時間		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	山梨県道 801 号 高瀬富士線	19608010010	1,629	201	1,830	1,960	254	2,214
2	山梨県道 802 号 大向富士線	19608020030	95	7	102	101	9	110
3	一般国道 52 号	19300520040	4,364	2,268	6,632	5,770	2,785	8,555








資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(一般社団法人交通工学研究会)

(2) 鉄道の状況

調査地域に鉄道の運行はない。



【凡 例】

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|--------------|
|  | : 対象事業実施区域
(ルートゾーン幅約 500m) |  | : 一般国道 52 号 |
|  | : 調査地域 |  | : 山梨県道 801 号 |
|  | : 県境 |  | : 山梨県道 802 号 |
|  | : 中部横断自動車道 (事業中) | | |



1 : 40,000

図 2.3.5-1 主要道路

2.3.6 公共施設

(1) 学校，病院等の配置の状況

調査地域に，学校，病院，社会福祉施設等の環境の保全について，配慮が特に必要な施設は存在しない。

2.3.7 観光・レクリエーション

「山梨県統計年鑑 平成 25 年度刊行～平成 29 年度刊行」（平成 26 年～平成 30 年. 山梨県県民生活部統計調査課）による，平成 23 年から平成 27 年の調査地域が位置する峡南地域における観光客の状況は，表 2.3.7-1 に示すとおりである。平成 26 年に一度減少したものの，おおむね増加傾向にある。

また，「南部町観光ガイドマップ」（南部町ウェブサイト）によると，観光資源として，自然，歴史，お祭り，レジャー施設，温泉，ハイキングコース等が挙げられる。

表 2.3.7-1 峡南地域における観光客及び宿泊客実人数の状況 (単位：人)

圏域	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
峡南地域	1,814,887	2,045,955	2,148,210	2,089,857	2,239,088
山梨県	23,554,000	27,351,000	29,678,438	30,016,843	31,4661,975

資料：「山梨県統計年鑑 平成 25 年度刊行～平成 29 年度刊行」（平成 26 年～平成 30 年. 山梨県県民生活部統計調査課）

2.3.8 史跡文化財

「山梨の文化財ガイド」（山梨県ウェブサイト），「南部町の文化財」（平成 9 年. 南部町教育委員会）及び「富沢町の文化財」（平成元年. 富沢町教育委員会）によると，調査地域には史跡文化財（天然記念物除く）は分布していない。

2.3.9 関係法令

環境保全等を目的とした法令による規制状況の一覧は、表 2.3.9-1 に示すとおりである。

表 2.3.9-1 環境保全等を目的とした法令規制状況一覧

法令・条例	地域指定等	事業指定の有無	地域指定の有無	
			事業実施区域	調査地域
環境基本法 ・環境基準	大気質	—	○	○
	騒音	—	—	—
	水質	A 類型（富士川）	—	—
	地下水水質	—	○	○
	土壌	—	○	○
	ダイオキシン・大気	—	○	○
	ダイオキシン・水質	—	○	○
	ダイオキシン・底質	—	○	○
ダイオキシン・土壌	—	○	○	
大気汚染防止法	—	—	—	—
悪臭防止法	—	—	—	—
騒音規制法	特定工場等に対する規制基準（騒音）	—	—	—
	特定建設作業に対する規制基準（騒音）	○	—	—
	自動車騒音の要請限度	—	—	—
振動規制法	特定工場等に対する規制基準（振動）	—	—	—
	特定建設作業に対する規制基準（振動）	○	—	—
	道路交通振動の要請限度	—	—	—
水質汚濁防止法	—	—	—	—
土壌汚染対策法	要措置区域・形質変更時届出区域	—	—	—
農用地の土壌汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	—	—	—
自然関連法令等	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	○	○
	砂防法	砂防指定地	—	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	—	—
	自然環境保全法	自然環境保全地域	—	—
	自然公園法	自然公園	—	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—
	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	—	—
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	—	—
	森林法	保安林等	○	○
	都市計画法	風致地区	—	—
都市緑地法	特別緑地保全地区	—	—	
山梨県生活環境の保全に関する条例	指定工場等における許容限度	—	—	—
	指定工場に係る規制基準（騒音）	—	—	—
	特定建設作業に係る規制基準（騒音）	○	—	—
山梨県景観条例	景観形成地域	—	—	—
	大規模行為の届出	○	—	—

注) 斜線は指定が無いことを示す。

(1) 大気質

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

大気の汚染に係る環境基準は表 2.3.9-2 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 2.3.9-3 に示すとおりである。

表 2.3.9-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 16 日・環境庁告示第 35 号)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること (昭和 53 年 7 月 11 日・環境庁告示第 38 号)
光化学 オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 2.3.9-3 ダイオキシン類に係る環境基準（大気）

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日．環境庁告示第 68 号）

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

2) 規制基準

大気汚染防止法の目的の一つに、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制がある。対象事業は送電線路の設置であり、ばい煙発生施設等の設置はないため、規制基準は適用されない。

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日．山梨県条例第 12 号）に基づき、指定工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等についての許容限度が定められている。対象事業は送電線路の設置であり、指定工場等に該当しないため、規制基準は適用されない。

(2) 悪 臭

1) 規制基準

「悪臭防止法」では、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とし、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進している。規制地域、規制基準については、各都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）によって指定され、規制方法は、特定悪臭物質と規定される 22 物質の物質濃度による物質濃度別規制と、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として換算し、その臭気指数による臭気指数規制の 2 つがあり、山梨県については臭気指数規制となっている。規制基準は表 2.3.9-4 に示すとおりである。悪臭防止法の規制対象は工場・事業場であり、対象事業は送電線路の設置であるため、規制基準は適用されない。

表 2.3.9-4 悪臭防止法に係る規制基準

区 分	南部町における規制地域	規制基準
A 区域	成島，中野，本郷，塩沢，大和，南部，内船，楮根，福士及び万沢の一部	臭気指数 13
B 区域	南部の一部	臭気指数 15
C 区域	福士及び万沢の一部	臭気指数 17

資料：「悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準」（平成 16 年 10 月 28 日．山梨県告示第 496 号）

(3) 騒音

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表2.3.9-5(1)～(3)に示すとおりであり、山梨県における騒音の環境基準に係る地域類型の区分(市の区域に係る類型指定は、各市により告示)は表2.3.9-6に示すとおりであり、環境基準の地域類型を当てはめる地域が指定されている地域は、表2.3.9-7に示すとおりである。南部町は、環境基準の地域類型の指定を受けていない地域である。

表2.3.9-5(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注) 地域の類型は以下のとおりである。

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表2.3.9-5(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に係らず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2.3.9-5(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70dB以下	65dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路：20m

表 2.3.9-6 山梨県における騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域(同項第二号に掲げる特別用途地区のうち, 特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びに同項第二号に掲げる特別用途地区のうち, 特別工業地区及び特別業務地区

資料: 「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」(平成7年8月31日. 山梨県告示第368号)

注1) この表において「A」, 「B」及び「C」とは, 騒音に係る環境基準について(平成十年環境庁告示第六十四号)の「第一環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」, 「B」及び「C」に相当するものをいう。

注2) この表に当てはめる地域のうち, 騒音に係る環境基準についての「第一環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは, 次に掲げる道路をいう。

(一) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する高速自動車国道, 一般国道, 県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の区間に限る。)のうち山梨県内の区域

(二) (一)に掲げる道路を除くほか, 一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第七条第一項第一号に定める自動車専用道路のうち山梨県内の区域

表 2.3.9-7 山梨県内において環境基準の地域類型を当てはめる地域指定されている地域

指定地域
市川三郷町, 富士川町, 身延町, 昭和町及び富士河口湖町

資料: 「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」(平成7年8月31日. 山梨県告示第368号)

注) 市の区域に係る類型指定は, 各市が告示している。

2) 規制基準

① 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音

騒音規制法に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、特定工場等において発生する騒音の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表 2.3.9-8 に、特定建設作業に係る規制基準は表 2.3.9-9 に示すとおりである。

表 2.3.9-8 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	—
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを越えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が 0.45 m³以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練重量が 200kg 以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	バックホウは、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。

資料：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日、政令第 324 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注 1) 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものとは、低騒音型・低振動型建設機械であつて平成 9 年 9 月 22 日付け環境庁告示第 54 号等で公示された型式の機種

注 2) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。（令第 2 条）

表 2.3.9-9 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時刻に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	別表第2号区域	14時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜その他の休日に行わないこと
勧告・命令の内容	別表第1号区域	付表に記載
	別表第2号区域	付表に記載

資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日、厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について」（昭和63年12月16日、環大特第140号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成30年4月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注1) 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

注2) 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。内容は付表に示すとおりである。

付表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月、厚生省・建設省告示第1号）に規定する勧告に係る基準とこれに適合しない場合に行われる改善勧告との対応事例一覧表

	改善勧告の内容	
	騒音防止の方法の改善勧告	作業時間の変更勧告
第1号に適合しない場合 (騒音の大きさ)	1 くい打機, くい抜機, くい打くい抜機を使用する作業 機械に遮音板, 消音装置(エンジンマフラー)等を取りつけること。 2 さく岩機を使用する作業 作業場所に遮音塀を設置すること。 3 空気圧縮機を使用する作業 機械に遮音板をつける, 機械を上屋で囲う, 機械の設置位置をかえること。 4 コンクリートプラント, アスファルトプラントを設けて行う作業 機械の設置位置をかえること。(原則として設置前のみ) 5 1~4の作業 注油等機械の点検整備をすること。	1日の作業時間を10時間または14時間未満4時間以上の間において短縮すること。
第2号に適合しない場合 (夜間作業)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられるが, 更に夜間にわたる作業を休止することが実際的に不可能であってその作業期間が長期にわたる場合には, 例えば空気圧縮機を使用する場合には空気圧縮機をコンクリートブロックで囲うことを勧告するなど, 受忍できる程度まで騒音を軽減する措置を講ずること。	夜間にわたる部分の作業を休止すること。
第3号に適合しない場合 (1日の作業時間)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	10時間または14時間をこえる部分の作業を休止すること。
第4号に適合しない場合 (作業期間)	第2号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	作業時間の中間に休止日(日曜日その他の休日を含む。)を設けること。
第5号に適合しない場合 (日曜日その他の休日作業)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	作業日を日曜日その他の休日以外の日に変更すること。

注3) 区域の区分

別表第1号区域	①特定施設の規制基準で定める第1種, 第2種, 第3種区域 ②第4種区域のうち学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別表第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

上表(区域の区分)は, 県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは, 市の区域については, 各市で区分を定めている)

資料:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」(昭和52年2月17日, 山梨県告示第67号)

② 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づき、道路交通騒音の限度が定められている。要請限度は表 2.3.9-10 に示すとおりである。なお、調査地域は指定区域外である。

表 2.3.9-10 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年、総理府令第 15 号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課)

注 1) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間 75 デシベル	夜間 70 デシベル
------------	------------

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

注 2) 区域の区分

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事が定める区域の区分

- ・ a 区域：区域区分が第 1 種区域である地域、区域区分が第 2 種区域である地域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域
- ・ b 区域：区域区分が第 2 種区域である地域(a 区域である地域を除く。)
- ・ c 区域：区域区分が第 3 種区域又は第 4 種区域である地域

※第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和 52 年山梨県告示 66 号)に定める第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

上記の区域の区分は、県内町村の指定地域に適用する。

(平成 24 年 4 月からは、市の区域については各市で区分を定めている)

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年7月12日、山梨県条例第12号)に基づき、指定工場等に係る騒音の規制基準及び特定建設作業に係る規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、指定工場等に係る騒音の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表2.3.9-11に、特定建設作業に係る規制基準は表2.3.9-12に示すとおりである。

表2.3.9-11 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機を使用する作業	アースオーガと併用する作業に限る
2 パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの
3 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW未満のものに限る
4 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

資料：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年3月16日、山梨県規則第9号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成30年4月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課)

注) この表に掲げる作業が騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあっては、この表は適用しない。

表2.3.9-12 特定建設作業に係る規制基準

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリートカッター
音量の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	85dB以下	75dB以下		
作業時刻に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと			
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと			
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間以内(開始日に終了する場合を除く)			
	別表第2号区域	14時間以内(開始日に終了する場合を除く)			
作業期間に関する基準	別表第1号区域	連続6日を超えないこと			
	別表第2号区域				
日曜休日に 関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜その他の休日に行わないこと			
勧告・命令の内容	別表第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる			
	別表第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる			

資料：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年3月16日、山梨県規則第9号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成30年4月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課)

注) 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について、条例第四十一条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、1日当たりの作業時間に関する基準の規定にかかわらず、1日における作業時間を1日当たりの作業時間に関する基準に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

付表

一 別表第1号区域	騒音規制法第三条第一項の規定により知事(市の区域内の地域については、市長。以下この号及び次号において同じ。)が指定する地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)別表の第1号の規定により知事が指定した区域
二 別表第2号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により知事が指定した地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

(4) 振 動

1) 規制基準

① 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動

振動規制法に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について、規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、特定工場等において発生する振動の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表 2.3.9-13 に、特定建設作業に係る規制基準は表 2.3.9-14 に示すとおりである。

表 2.3.9-13 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	-
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-
3 舗装版破壊機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	舗装版破壊機と同様に 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

資料：「振動規制法施行令」（昭和 51 年、政令第 280 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

表 2.3.9-14 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 75 デシベル以下
作業時刻に関する基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業により発生しないこと 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業時間に関する基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	10 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。） 14 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	連続して 6 日を超えないこと
日曜休日に関する基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	日曜その他の休日に行わないこと

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注 1) 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

注 2) 区域の区分

付表第 1 号区域	①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ②規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
付表第 2 号区域	規制地域のうち第 1 号区域以外の区域

上表（区域の区分）は、県内町村の指定地域に適用する。

（平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分を定めている）

資料：「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（昭和 54 年 3 月 14 日、山梨県告示第 101 号）

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づき、道路交通振動の限度が定められている。要請限度は表 2.3.9-15 に示すとおりである。なお、調査地域は指定区域外である。

表 2.3.9-15 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第二備考 1 に基づく知事が定める区域の区分及び同備考 2 に基づく知事が定める時間の区分」（昭和 54 年 3 月 14 日、山梨県告示第 102 号）

注 1) 区域の区分

第 1 種区域：良好な住環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域（図面の色分け：緑色）

第 2 種区域：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域（図面の色分け：黄色又は赤色）

※ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該地から 5 デシベルを減じた値とする。

上記は、県内町村の指定地域にのみ適応される。

注 2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注 3) 振動レベルは、5 秒間隔 100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端値とする。

(5) 水 質

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。このうち、全公共用水域について一律に定められている人の健康の保護に関する環境基準は、表 2.3.9-16 に示すとおりである。生活環境の保全に関する環境基準（河川）は、表 2.3.9-17(1)～(2)に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ類型が指定され、各類型に応じた環境基準の適用を受ける。対象事業実施区域近傍の富士川の類型指定は A 類型である。また、ダイオキシン類の環境基準を表 2.3.9-18 に示す。

表 2.3.9-16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表 2.3.9-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

表 2.3.9-17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 2.3.9-18 ダイオキシン類に係る環境基準（水質（水底の底質を除く））

物質	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日．環境庁告示第 68 号）

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

2) 排水基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準により規定される物質は大きく 2 つに分類されており、一つは人の健康に係わる被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目、もう一つは水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）である。水質汚濁防止法で規定する特定施設を設置しないため、排水基準は適用されない。

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月，山梨県条例第 12 号）に基づき、汚水に係る規制基準が定められている。山梨県生活環境の保全に関する条例で規定する特定施設を設置しないため、排水基準は適用されない。

(6) 底質

1) 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は表 2.3.9-19 に示すとおりである。

表 2.3.9-19 ダイオキシン類に係る環境基準（水底の底質）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日．環境庁告示第 68 号）

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(7) 地下水

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。地下水水質について人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は表2.3.9-20に示すとおりである。

表 2.3.9-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル、塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(8) 土 壤

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 2.3.9-21 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 2.3.9-22 に示すとおりである。

表 2.3.9-21 土壌汚染に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル、塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

資料：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

注 1) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 2.3.9-22 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌の汚染）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

- 注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 注2) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2) 規制基準

「土壌汚染対策法」は、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、汚染状況の把握を行う。土壌汚染対策法に基づく特定有害物質は、表2.3.9-23に示すとおりであり、土壌汚染が確認された場合、表2.3.9-24に示す2種類の区域指定が行われる。南部町においては、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止等を図り、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、制定された。都道府県知事は、農用地が特定有害物質により汚染されたと認めた場合、農用地土壌汚染対策地域に指定し、農用地土壌汚染対策計画を定める。農用地の土壌汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質、農用地土壌汚染対策地域の指定要件は表2.3.9-25に示すとおりである。南部町においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域はない。

表 2.3.9-23 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質と基準

特定有害物質の種類	土壤溶出基準	土壤含有基準	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	-
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	-
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	-
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	-
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	-
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物		0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物		検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物		0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物		1mg/L 以下	4000mg/kg 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	-
	チウラム	0.006mg/L 以下	-
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	-
	PCB	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-

資料：「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号)

表 2.3.9-24 土壤汚染対策法に基づく区域指定

区域の種類	指定要件
要措置区域	健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な地域
形質変更時要届出区域	健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な地域

資料：「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号)

注) 「人の健康被害が生じるおそれ」とは、土壤溶出量基準(土壤から有害物質が溶け出した地下水を摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、汚染のある土地の周囲に地下水の飲用利用がある場合をいい、土壤含有量基準(有害物質が含まれる土壤を直接摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、立入禁止や飛散防止のための措置が行われていない場合をいう。

表 2.3.9-25 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質と農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定有害物質の種類	農用地土壌汚染対策地域の指定要件
カドミウム及びその化合物	<p>地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域</p> <p>上記の近傍の地域のうち次に掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えるおそれが著しいと認められるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上である ・ 地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一である
銅及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域</p>
砒素及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。以下この号において同じ。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg (その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でない)と認められる場合には、都道府県知事が土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で定める別の値) 以上であると認められる地域</p>

資料：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年、法律第 139 号)

(9) 景 観

1) 山梨県景観条例

山梨県は、「山梨県景観条例」(平成2年10月20日・山梨県条例第24号)に基づき、景観形成基本方針等を策定し、景観形成地域を指定することができる。現在、山梨県景観条例に基づく景観形成地域の指定はない。また、山梨県景観条例では、大規模行為景観形成基準が定められており、大規模行為をするにあたり届出を必要とする。届出が必要となる行為は表2.3.9-26に、大規模行為景観形成基準は表2.3.9-27に示すとおりである。

表 2.3.9-26 届出を必要とする行為

行 為		届出の対象
建築物	新築, 増改築(床面積が10㎡を超えるもの), 移転, 外観の様式替え又は色彩の変更(当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの)	①都市計画法に規定する商業地域 ・高さ31m又は建築面積2,000㎡を超えるもの
		②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域 ・高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの
		③上記①又は②以外の地域 ・高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物	新築, 増改築, 移転, 外観の様式替え又は色彩の変更	①煙突, 記念塔, 装飾等, 高架水槽, 彫像の類 ・高さ15mを超えるもの
		②垣, さく, 塀の類 ・高さ3mを超えるもの
		③遊戯施設, 製造プラント, 貯蔵施設, 処理施設の類 ・高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		④電柱, 送電鉄塔, アンテナの類 ・高さ20mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		・物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

資料:「山梨県景観条例施行規則」(平成2年10月20日・山梨県規則第41号)

表 2.3.9-27 大規模行為景観形成基準

行 為	事 項	基 準	
大規模建築物・ 工作物の新築， 改築，増築若し くは移転又は模 様替え若しくは 色彩の変更	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路境界線及び隣地境界線からは，できるだけ後退すること。 2 周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 3 既存の樹木がある場合には，これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。 	
	外観	形態 意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺に与える威圧感，圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど，周辺の景観との調和に配慮すること。 2 壁面等の意匠のつりあいに配慮し，全体としてまとまりのある意匠とすること。 3 外壁又は屋外に設ける設備は，露出しないようにし，大規模建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 4 屋外階段，ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には，大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。
		色彩	<p>けばけばしい色彩とせず，できるだけ落ち着いた色彩を基調とし，周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
		材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内においては緑化に努めること。 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。 3 大規模建築物等が周辺に与える威圧感，圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること。 	
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては，これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。 2 神社，寺院，遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては，これらに違和感を与えることのないように位置，形態，意匠，色彩及び材料について配慮すること。 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては，勾配のある屋根を設けるように配慮すること。 4 都市施設の集積する商業地域において，道路境界線から後退することにより生じた空地は，道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。 	
屋外における物 品の集積又は貯 蔵	集積又は貯蔵の 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積又は貯蔵を始める位置は，道路等の公衆の通行し，又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 2 積み上げにあたっては，できるだけ低いものとし，整然とした集積又は貯蔵とすること。 	
	遮へい	<p>敷地の周囲の植栽を行うなど，道路等の公衆の通行し，又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。</p>	

資料：「山梨県景観条例施行規則」（平成2年10月20日，山梨県規則第41号）
「大規模行為届出制度」（山梨県ウェブサイト）

2) 市町村景観計画

景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観行政団体となった市町村が景観行政を進めていくための基本となる計画である。景観計画では各市町村の独自性が発揮できるように、それぞれの裁量で景観に関する規制・誘導内容が取捨選択できるようになっており、創意工夫による個性あふれるまちづくりを推進することができる。

「第2次南部町総合計画（平成27年度～平成36年度）～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成27年、山梨県南部町)によると、南部町では景観計画策定等に現在取り組んでいる状況である。

(10) 自然関連法令等

1) 防災上の地域指定の状況

① 土砂災害警戒区域の指定状況

「土砂災害ハザードマップ」(平成25年、山梨県南部町)による土砂災害警戒区域は、図2.3.9-1に示すとおりである。調査地域には土砂災害警戒区域として17件の指定がある。

② 砂防指定地の指定状況

「峡南建設事務所管内 砂防指定地 一覧表」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は砂防指定地に指定されていない。

③ 地すべり防止区域の指定状況

「南部町地域防災計画」(平成28年3月改訂、南部町防災会議)によると、調査地域は地すべり防止区域に指定されていない。

2) 自然関連法令等による指定状況

① 「自然環境保全法」等による指定状況

「自然環境保全地域」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は自然環境保全地域に指定されていない。

② 「自然公園法」による指定状況

「山梨県の自然公園」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は自然公園に指定されていない。

③ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」による指定状況

「山梨県鳥獣保護区等位置図 平成30年度」(山梨県森林環境部みどり自然課)によると、調査地域は鳥獣保護区に指定されていない。

④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による指定状況

「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は生息地等保護区に指定されていない。

⑤ 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」による指定状況

「ラムサール条約と条約湿地」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は条約湿地に指定されていない。

3) その他

① 「森林法」に基づく保安林等

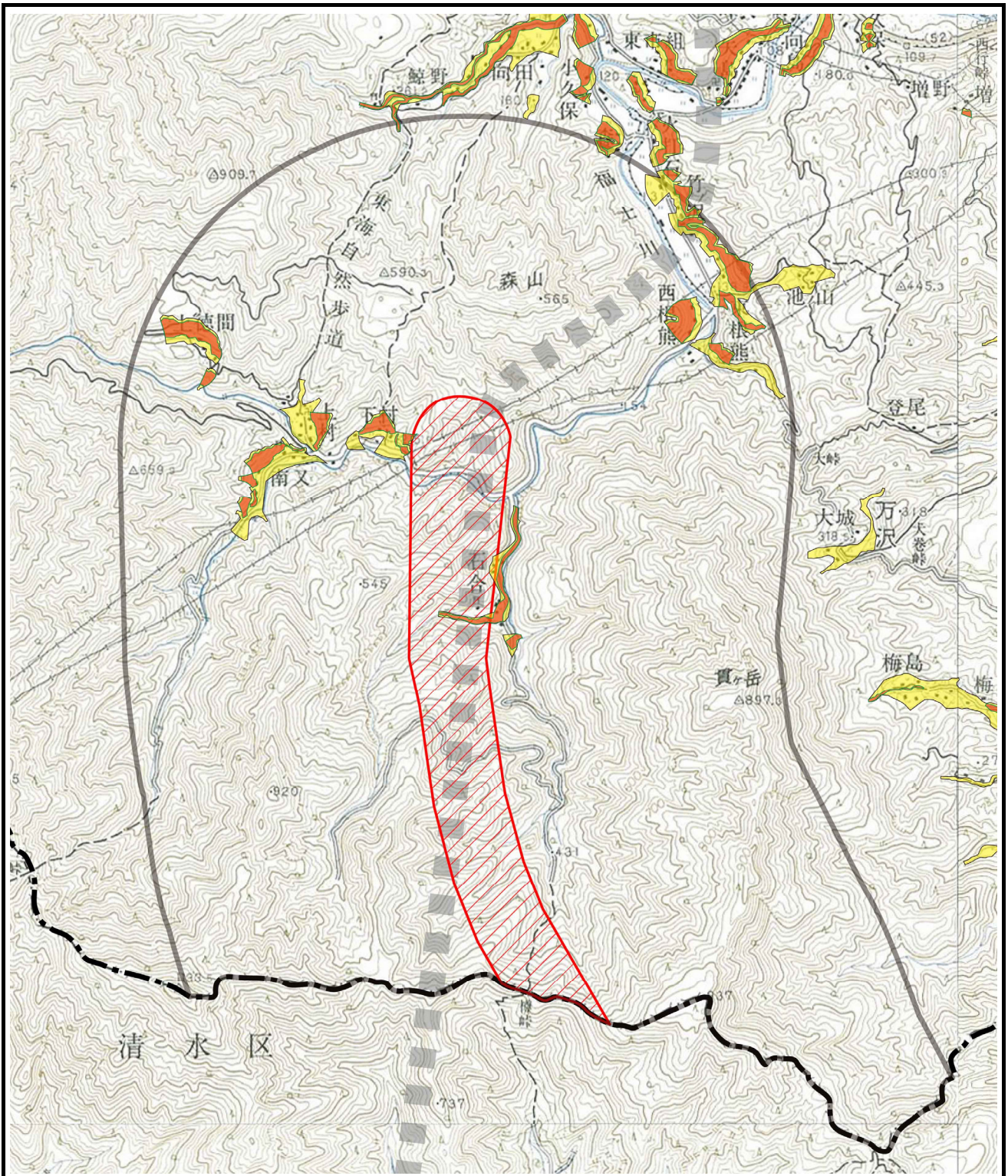
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)による保安林は図2.3.9-2に、地域森林計画の対象となっている民有林は図2.3.9-3に示すとおりである。調査地域のほとんどは地域森林計画対象民有林で占められ、一部に保安林が指定されている。なお、調査地域に国有林は指定されていない。

② 「都市計画法」に基づく風致地区

「風致地区条例」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は風致地区に指定されていない。

③ 「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局公園緑地・景観課ウェブサイト)によると、調査地域は特別緑地保全地区に指定されていない。



【凡 例】

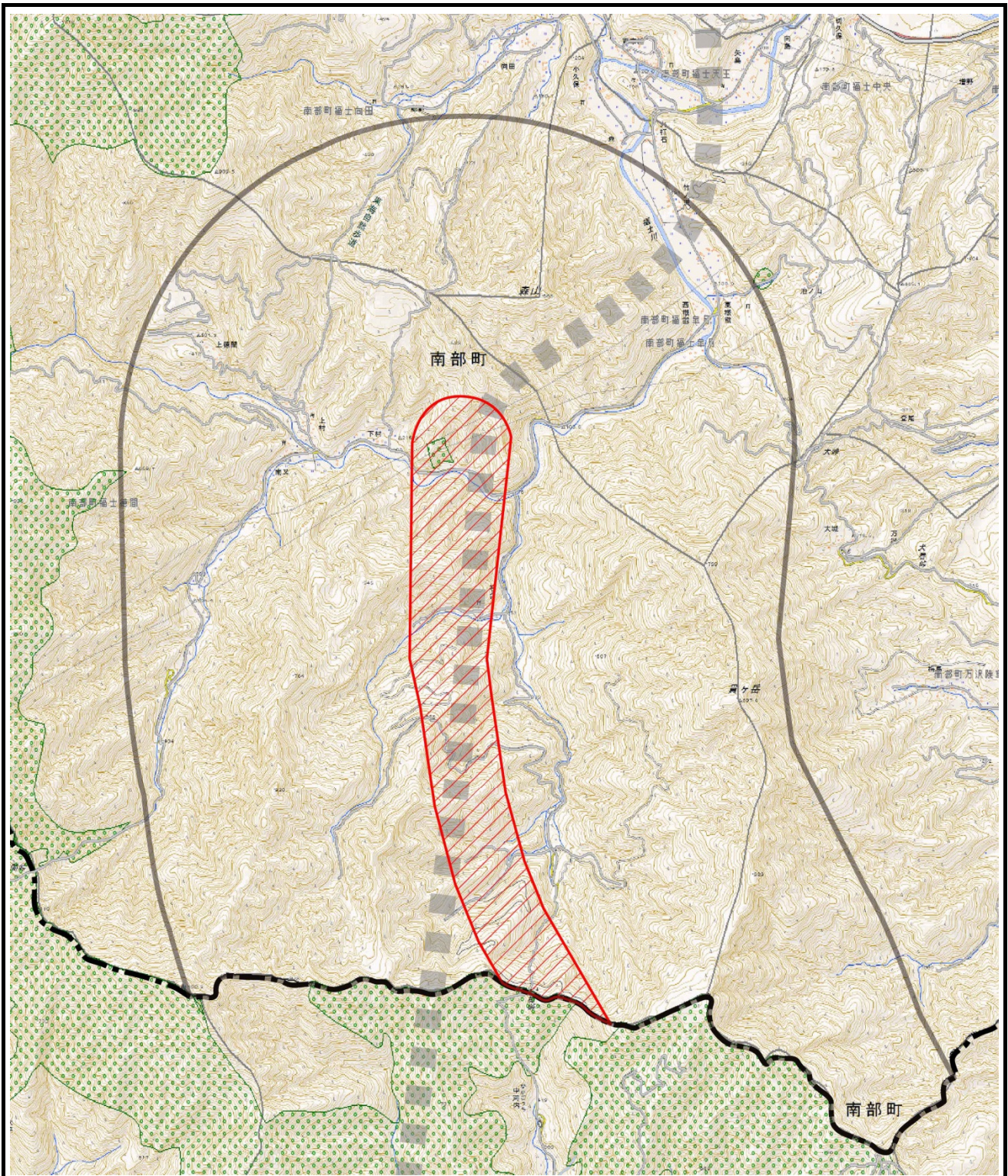
- : 対象事業実施区域
(ルートゾーン幅約 500m)
 - : 調査地域
 - : 県境
 - : 中部横断自動車道 (事業中)
- : 土砂災害特別警戒区域
 - : 土砂災害警戒区域








1 : 40,000

図 2.3.9-1 土砂災害警戒区域

「土砂災害ハザードマップ」(平成 25 年、山梨県南部町)を基に作成



【凡 例】

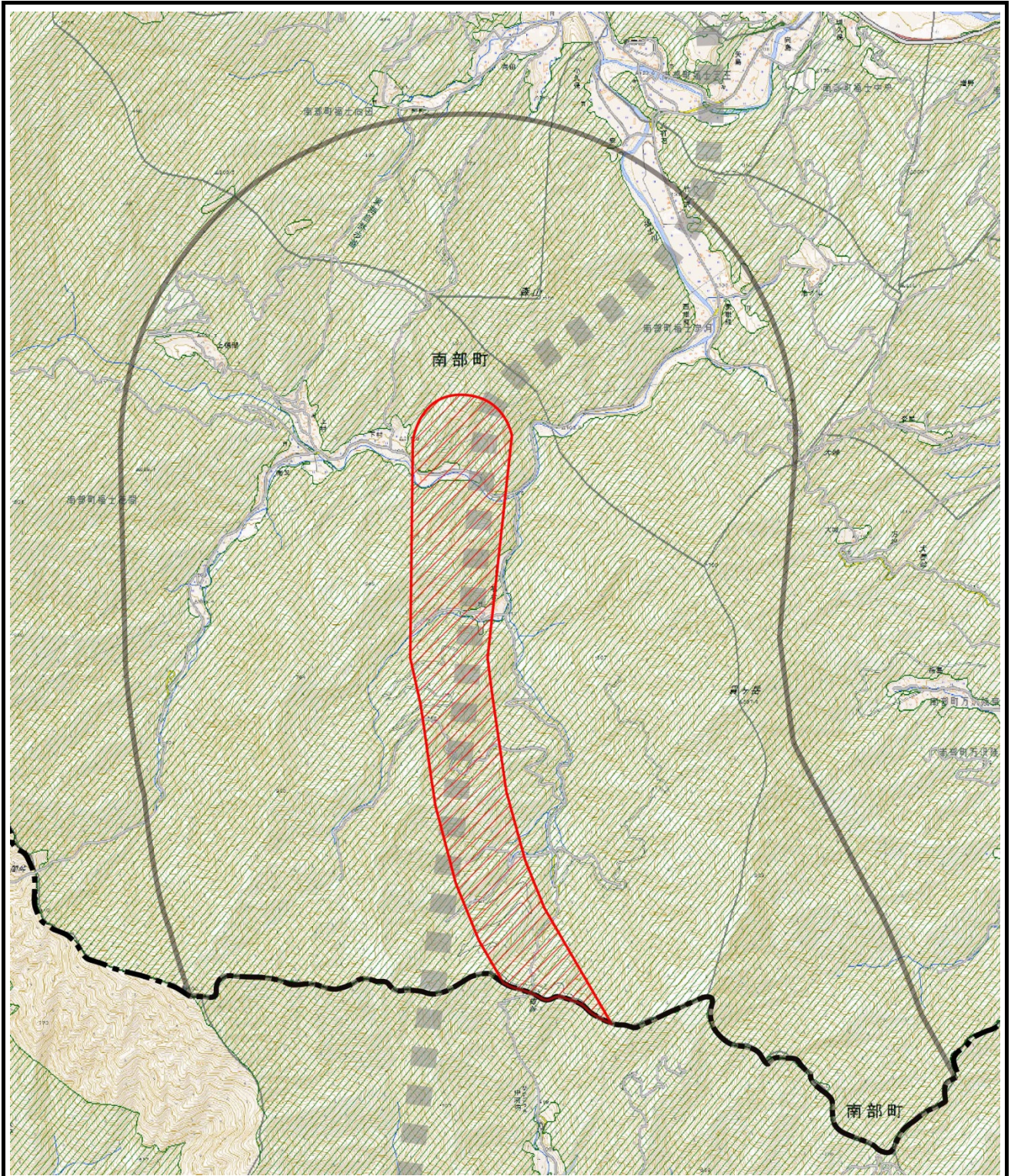
-  : 対象事業実施区域
(ルートゾーン幅約 500m)
-  : 保安林
-  : 調査地域
-  : 県境
-  : 中部横断自動車道 (事業中)



1 : 40,000

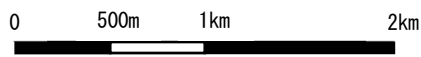
図 2.3.9-2 保安林

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト) により作成



【凡 例】

-  : 対象事業実施区域
(ルートゾーン幅約 500m)
-  : 地域森林計画対象民有林
-  : 調査地域
-  : 県境
-  : 中部横断自動車道 (事業中)



1 : 40,000

図 2.3.9-3 地域森林計画対象民有林
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト) により作成

2.3.10 その他の事項

(1) 第2次山梨県環境基本計画

本計画は「山梨県環境基本条例」(平成16年3月30日、山梨県条例第2号)に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するために策定されたものである。2023年度を目標年次とし、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行っている。本計画における基本目標、将来像、施策の展開については表2.3.10-1に、本計画の位置付けについては図2.3.10-1に示すとおりである。

表 2.3.10-1 第2次山梨県環境基本計画の基本目標・将来像・施策の展開

基本目標	目指すべき将来像	環境の保全と創造のための施策の展開
県民の環(わ)で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境	<p>「物質循環」:環境負荷の少ない循環型の地域社会</p> <p>「生活環境」:安全・安心で快適な生活環境</p> <p>「自然環境」:生物多様性に富んだ自然共生社会</p> <p>「地球環境」:地球環境の保全に貢献する地域社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり ・安全・安心で快適な生活環境づくり ・生物多様性に富んだ自然共生社会づくり ・地球環境の保全に貢献する地域社会づくり ・持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり ・環境の保全と創造のための基盤づくり

資料:「第2次山梨県環境基本計画」(平成26年3月、山梨県)

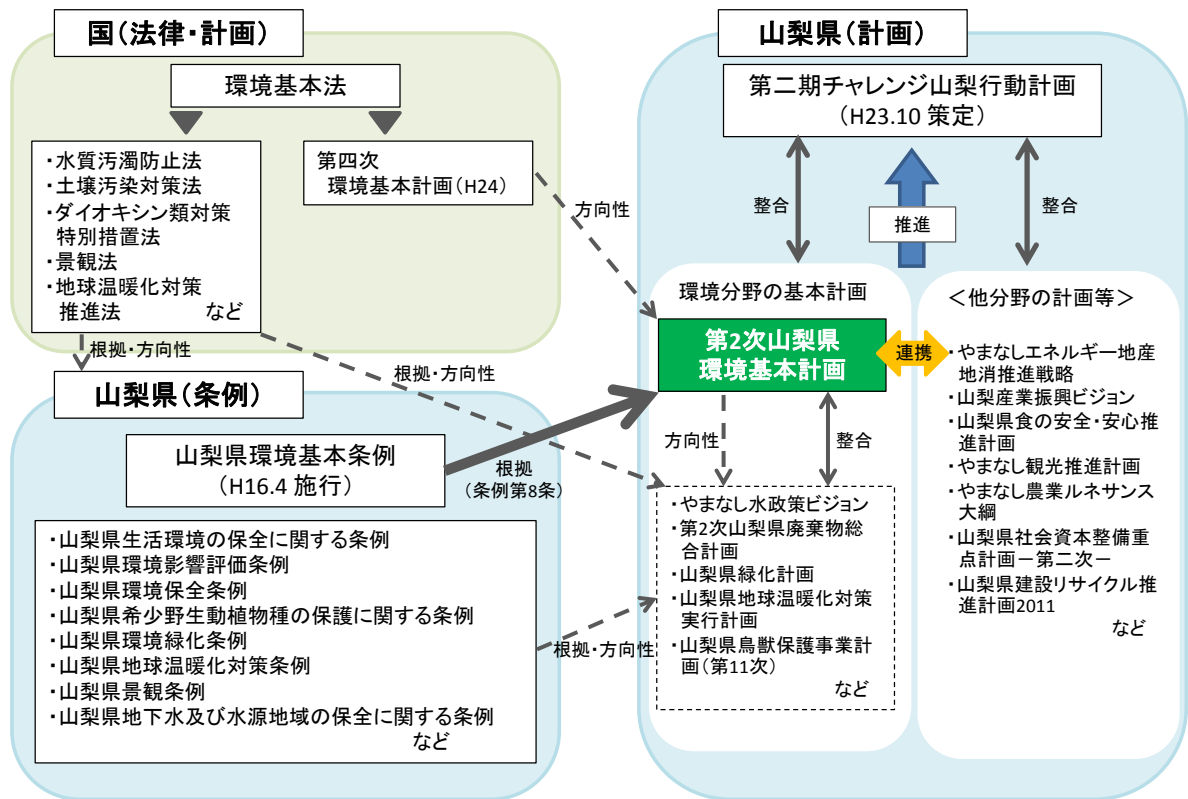


図 2.3.10-1 第2次山梨県環境基本計画の位置づけ

資料:「第2次山梨県環境基本計画」(平成26年3月、山梨県)

(2) 山梨県地球温暖化対策実行計画

本計画は温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるために、山梨県としての温室効果ガス削減目標を定めるとともに、県民・事業者・行政等がそれぞれの役割に応じ、連携を図りながら取り組みを行い、地球温暖化を防止することを目的としている。計画の期間は、2017年度から2030年度までの14年間とし、基準年度を2013年度としている。対象地域は山梨県全域であり、対象とする温室効果ガスは、表2.3.10-2に示す7種類である。本計画の目標は、表2.3.10-3に示すとおりである。

表 2.3.10-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)		エネルギー起源のもの 燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。 非エネルギー起源のもの 廃油や廃プラスチック等の廃棄物の焼却処理や、工業過程における石灰石の消費等において発生。	1
メタン (CH ₄)		水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。	298
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンの冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。	1,430 など
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造工程等において使用。	7,390 など
	六ふつ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。	22,800
	三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造工程等において使用。	17,200

資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成29年3月、山梨県）

注）地球温暖化係数：温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したものの。

表 2.3.10-3 計画の目標（温室効果ガス削減目標）

短期目標	中期目標	長期ビジョン
2020年度 基準年度比 18%削減	計画目標年度 2030年度 2050年「CO ₂ ゼロやまなし」の実現に向けて達成すべき目標値 基準年度比 26%削減	2050年 クリーンエネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による吸収などにより、県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO ₂ ゼロやまなし」の実現を目指す。

資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成29年3月、山梨県）

(3) やまなしエネルギービジョン

本ビジョンは、エネルギー需給に関する課題を解決することにより、山梨県が直面している人口減少問題、景気の低迷や社会経済情勢などの影響による事業所数の減少等の課題にも対応するため、2030年を目途に山梨県のエネルギー政策の方向性や目標を示すために策定されている。本ビジョンが対象とするエネルギー及び技術は表2.3.10-4に示すとおりである。

表2.3.10-4 やまなしエネルギービジョンが対象とするエネルギー及び技術

エネルギー及び技術
○再生可能エネルギー 太陽光、水力、小水力、バイオマス、太陽熱、地中熱、空気熱、風力、地熱
○低炭素型エネルギー 天然ガス、LPガス
○水素エネルギー
○エネルギー高度利用技術 コージェネレーション、定置用燃料電池、蓄電技術、ヒートポンプ、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車等）

資料：「やまなしエネルギービジョン」（平成28年3月、山梨県）